

新規転入者住宅取得支援事業

転入者向け

対象者

新規転入者で転入した日から5年以内に市内で住宅を取得する人(要自治会加入)

補助内容

- ▶平戸市内業者で新築 住宅取得費の10%または面積要件算出価格のいずれか低い額(上限200万円)
- ▶平戸市外業者で新築 住宅取得費の5%または面積要件算出価格のいずれか低い額(上限100万円)
- ▶中古住宅 空き家バンク物件の取得費の7%または50万円のいずれか低い額



住宅改修支援事業 (UIターン者向け)

UIターン者向け

対象者

新規転入者またはその親族(4親等以内)が所有する市内の空き家(1戸建て住宅)を改修する人(要自治会加入)

補助内容

補助対象経費の2分の1以内で、上限30万円(ただし、高校生以下の子どもが同居する世帯は、高校生以下の子ども1人につき10万円加算)



中古住宅改修費用支援事業

市内在住者・転入者向け

対象者

空き家バンク物件を取得した新規転入者および平戸市内在住者または空き家バンク登録物件の所有者(要自治会加入)

補助内容

居住を目的とした、家屋の改修経費および放置されていた家財道具の撤去に要する経費の2分の1(上限50万円)
 ※平戸市の空き家バンク制度を介している物件に限ります。
 ※「市内在住者住宅取得支援事業」または「新規転入者住宅取得支援事業」における中古住宅取得の補助と併用利用可

移住費用支援事業

転入者向け

対象者

定住を目的として移住する人(要自治会加入)
※平戸市内外の事業所間で転勤する人を除く

補助内容

平戸市外から移住する際に生じる荷物運搬料および交通費(有料道路代、燃料費など)

- ▶長崎県外から転入した世帯 1世帯当たり6万円
- ▶長崎県内から転入した世帯 1世帯当たり4万円



美しい自然に囲まれ、いつまでも平戸で暮らそう 住宅の取得・改修をお考えの人へ

平戸市では平戸市内在住者の皆さんや転入者の皆さんが平戸にずっと住み続けることができるよう、住宅を取得・改修する人に補助を行っています。 企画課移住・定住政策班 ☎22-9105

結婚新生活支援事業補助金

新婚世帯向け

対象者 次の①～⑥すべてに該当する世帯。

- ①令和8年1月1日(木)～令和9年3月31日(水)に婚姻届が受理された夫婦。
- ②夫婦の合計所得金額が500万円未満であること。
- ③夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- ④新居が平戸市内にあり、夫婦共に住民票が新居の住所になっていること。
- ⑤他の補助金を受けていないこと。
- ⑥夫婦共に市町村民税に滞納がないこと。

補助内容 結婚のために令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)に支払った下記の費用。

- ▶賃貸住宅費用 賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料
- ▶住宅改修費用 間取りの変更、部屋の増築、キッチン・浴室・トイレなどの改修、外壁、屋根の改修

補助金額

住宅賃貸費用、住宅改修費用(上限30万円)
※夫婦共に29歳以下の場合は上限60万円

申請期限

令和9年3月31日(水)まで
※ただし、予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。

市内在住者住宅取得支援事業

市内在住者向け

対象者

平戸市内在住者で、住宅を取得する人(要自治会加入)

補助内容

- ▶新築住宅 平戸市内の事業者から新築住宅を取得した場合30万円(ただし、高校生以下の子どもが同居する世帯は、高校生以下の子ども1人につき10万円加算)
- ▶中古住宅 空き家バンク物件の住宅取得費の7%または50万円のいずれか低い額



注意事項

各支援事業には申請期限や必要な書類などがありますので、事前にお問い合わせください。また、補助金の交付を受けて5年(結婚新生活支援事業補助金は3年)以内に住宅を売り渡したり、居住しなくなった場合、または平戸市から転出する場合は、補助金の全部または一部を返還請求します。